

○藤岡市住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金交付要綱

令和2年3月31日

告示第38号

藤岡市住宅用新エネルギー設備等設置補助金交付要綱(平成31年告示第36号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策及び防災・減災対策の一環として環境負荷の少ない再生可能エネルギー設備等の導入を促進するため、再生可能エネルギー設備等を設置し、使用する者に対し、その設置に係る費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、藤岡市補助金等に関する規則(昭和42年規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助の対象となる再生可能エネルギー設備等(以下「対象設備」という。)は、次に掲げるものとし、その要件は、別表第1のとおりとする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (3) 電気自動車等用充放電システム(V2H)

(補助の申請要件)

第3条 補助金の交付申請を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内において、自ら居住する住宅(延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供する店舗等の併用住宅を含む。)に対象設備を設置しようとする者
- (2) 建売住宅供給者等から居住実績のない市内の対象設備付住宅(以下「建売住宅」という。)を購入し、自ら居住しようとする者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければ、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 市税を滞納していないこと。ただし、補助金の交付を受けようとする者が転入者(本市に転入する予定がある者又は転入した者であって、本市に住所を移した日から1年を経過していないものをいう。以下同じ。)であるときは、前住所地の市町村においても滞納していないこと。
- (2) 対象設備を設置する住宅の所有者が補助金の交付を受けようとする者以外の場合又は共有者がいる場合にあつては、書面により当該所有者又は共有者から設置承諾を受け

ていること。

(3) 第6条の規定による申請をした日の属する年度の3月26日までに、当該対象設備の設置工事を完了し、第9条に規定する実績報告書を提出すること。

(4) 各対象設備に対する補助金の交付は、住宅1軒につき1回とし、過去に同一の対象設備に係る市の補助金の交付を受けていないこと。

(5) 太陽光発電システムについては、定置用リチウムイオン蓄電システムと同時に設置すること。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 対象設備に係る補助金の額は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を対象設備ごとに切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、対象設備設置工事の着工前又は建売住宅の購入前に、住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 契約書の写し

(2) 市税の滞納がないことを示す証明書(発行後3月以内のもの)。ただし、市税に関する情報を市が保有する公簿等により市職員が確認することに同意する場合は不要とする。

(3) 転入者にあつては、前住所地の市町村税の滞納がないことを示す証明書(発行後3月以内のもの)

(4) 設置場所における対象設備設置前の写真

(5) 対象設備の設置場所を示す図面

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を速やかに審査し、補助金の交付の可否を決定して、住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更又は中止)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、

第6条の規定による申請の内容を変更し、又は中止するときは、住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金交付決定変更(中止)申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、当該申請の内容を審査した結果、補助金の交付決定の変更を適当と認めるときは、住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金交付決定変更(中止)通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 交付決定者は、対象設備の設置工事の完了後又は建売住宅の購入後、第6条の規定による申請をした日の属する年度の3月26日までに、住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金実績報告書(様式第5号)に対象設備設置概要書(様式第6号)、領収書内訳書(様式第7号)、住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金交付請求書(様式第8号)及び別表第4に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条に定める書類の提出があったときは、その内容を速やかに審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(管理)

第11条 交付決定者は、補助事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)を取得した日から法定耐用年数を経過する日までの間(以下「管理期間」という。)は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 交付決定者は、管理期間内において、天災等自己の責めに帰すべきことのできない事由で取得財産が毀損し、又は滅失したときは、取得財産毀損・滅失届(様式第9号)により市長に届け出なければならない。

3 交付決定者は、管理期間内において、取得財産を処分しようとするときは、取得財産処分承認申請書(様式第10号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 本要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消す場合は、住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、交付決定者に通知するものとする。

る。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合又は第11条第3項の承認を行った場合は、交付決定者に対し、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を求める場合は、住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金返還命令通知書(様式第12号)により、交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を求められたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

(協力要請等)

第14条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて対象設備の利用状況に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

2 交付決定者は、災害時等には余剰電力を災害対策用として提供するよう努めるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に藤岡市住宅用新エネルギー設備等設置補助金交付要綱の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この告示の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(令和3年告示第24号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第33号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第7号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

対象設備	設備要件
------	------

<p>1 太陽光発電システム</p>	<p>(1) 住宅の屋根等への設置に適しているもの</p> <p>(2) 低圧配電線と逆潮流有りで連携しているもの</p> <p>(3) 太陽電池の合計出力(太陽電池モジュール(一般財団法人電気安全環境研究所の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの又は同等以上の性能・品質が確認されているものに限る。)の公称最大出力(日本産業規格又はIEC等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。)の合計値(キロワットを単位とし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。)をいう。以下同じ。)又はパワーコンディショナーの定格出力(当該設備を複数設置する場合は、それぞれの定格出力の合計値とする。以下同じ。)のいずれか小さい値が10キロワット未満であるもの</p> <p>(4) 発電した電力が、第3条第1項に規定する住宅の居住部分において消費されるもの</p> <p>(5) 設置前において、使用に供されたことがないもの</p>
<p>2 定置用リチウムイオン蓄電システム</p>	<p>(1) 蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上のもの</p> <p>(2) リチウムイオン蓄電部(リチウムイオンの酸化及び還元により電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)及びパワーコンディショナー等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるものであって、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの又はこれと同等以上の性能・品質が確認されているもの</p> <p>(3) 設置前において、使用に供されたことがないもの</p>
<p>3 電気自動車等用充電システム(V2H)</p>	<p>(1) 国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの又はこれと同等以上の性能・品質が確認されているもの</p> <p>(2) 電気自動車及びプラグインハイブリッド車(以下「電気自動車等」という。)から電力を取り出す機能及び電気自動車等に充電す</p>

	る機能を有しているもの (3) 設置前において、使用に供されたことがないもの
--	---

別表第2(第4条関係)

対象設備	補助対象経費
1 太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流・交流側開閉器、パワーコンディショナー・保護装置、余剰電力販売用電力量計等の購入費及び設置工事に係る費用
2 定置用リチウムイオン蓄電システム	定置用リチウムイオン蓄電池本体、附属品等の購入費及び設置工事に係る費用
3 電気自動車等用充放電システム(V2H)	電気自動車等用充放電システム(V2H)本体、附属品等の購入及び設置工事に係る費用

別表第3(第5条関係)

対象設備	補助金の額	補助金限度額
1 太陽光発電システム	太陽電池の合計出力に2万円を乗じて得た額	上限8万円
2 定置用リチウムイオン蓄電システム	対象設備を構成するリチウムイオン蓄電池の蓄電容量1キロワットアワー当たり2万円を乗じて得た額(単体設置の場合は1キロワットアワー当たり1万円)	上限10万円 (単体設置の場合は上限5万円)
3 電気自動車等用充放電システム(V2H)	5万円	5万円

別表第4(第9条関係)

対象設備	添付書類
1 太陽光発電システム及び定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 住民票の写し(発行後3月以内のもの)。ただし、住民登録に関する情報を市が保有する公簿等により市職員が確認することに同意する場合は不要とする。 (2) 領収書の写し (3) 設置場所における対象設備設置後の写真 (4) その他市長が必要と認める書類

<p>2 定置用リチウムイオン蓄電システム</p>	<p>(1) 住民票の写し(発行後3月以内のもの)。ただし、住民登録に関する情報を市が保有する公簿等により市職員が確認することに同意する場合は不要とする。</p> <p>(2) 領収書の写し</p> <p>(3) 設置場所における対象設備設置後の写真</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>3 電気自動車等用充放電システム(V2H)</p>	<p>(1) 住民票の写し(発行後3月以内のもの)。ただし、住民登録に関する情報を市が保有する公簿等により市職員が確認することに同意する場合は不要とする。</p> <p>(2) 領収書の写し</p> <p>(3) 設置場所における対象設備設置後の写真</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>